

# 衛生管理者免許試験 公表問題

## 関係法令（有害業務に係るもの以外）

- ① 安全衛生管理体制
- ② 衛生管理者の職務
- ③ 産業医
- ④ 衛生委員会
- ⑤ 安全衛生教育
- ⑥ 健康診断
- ⑦ 医師による面接指導
- ⑧ ストレスチェック
- ⑨ 労働衛生コンサルタント
- ⑩ 労働安全衛生規則の衛生基準
- ⑪ 事務所衛生基準規則
- ⑫ 労働基準法（労働時間・休憩・休日）
- ⑬ 労働基準法（有給休暇）
- ⑭ 労働基準法（妊産婦等）
- ⑮ 死傷病報告書

## 【令和 6 年 10 月】

【問 2 6】 産業医に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

ただし、産業医の選任の特例はないものとする。

- (1) 医師のうち、労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が保健衛生であるものは、産業医として選任することができる。
- (2) 産業医の選任は、選任すべき事由が発生した日から 14 日以内に行わなければならない。
- (3) 事業者は、産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければならない。
- (4) 常時使用する労働者数が 2,000 人を超える事業場では、産業医を 2 人以上選任しなければならない。
- (5) 産業医は、労働者に対する衛生教育に関することであって、医学に関する専門的知識を必要とする事項について、総括安全衛生管理者に対して勧告することができる。

### ▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛則第 14 条（産業医及び産業歯科医の職務等）第 2 項③。
- (2) 正しい：安衛則第 13 条（産業医の選任等）第 1 項①。
- (3) 正しい：安衛則第 13 条（産業医の選任等）第 4 項。
- (4) **誤り**：「2,000 人を超える場合」⇒「3,000 人を超える場合」。安衛則第 13 条（産業医の選任等）第 1 項④。
- (5) 正しい：設問の「労働者に対する衛生教育に関すること」は、安衛則第 14 条（産業医及び産業歯科医の職務等）に該当するため、正しい。安衛法第 13 条（産業医等）第 5 項、安衛則第 14 条（産業医及び産業歯科医の職務等）第 3 項。

\*解答\* (4)

## 【令和6年4月】

【問25】 産業医の職務として、法令に定められていない事項は次のうちどれか。

ただし、次のそれぞれの事項のうち医学に関する専門的知識を必要とするものに限るものとする。

- (1) 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- (2) 作業の管理に関すること。
- (3) 健康診断の実施に関すること。
- (4) 衛生教育に関すること。
- (5) 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

### ▶▶解説◀◀

安衛則第14条（産業医及び産業歯科医の職務等）第1項

- (1) 定められていない：総括安全衛生管理者が統括管理する業務。安衛則第3条の2第1項①。
- (2) 定められている：⑤
- (3) 定められている：①
- (4) 定められている：⑧
- (5) 定められている：⑨

\*解答\* (1)

【令和 5 年 10 月】

【問 2 2】 産業医に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。ただし、産業医の選任の特例はないものとする。

- (1) 産業医を選任しなければならない事業場は、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場である。
- (2) 常時使用する労働者数が 2,000 人を超える事業場では、産業医を 2 人以上選任しなければならない。
- (3) 重量物の取扱い等重激な業務に常時 500 人以上の労働者を従事させる事業場では、その事業場に専属の産業医を選任しなければならない。
- (4) 産業医が、事業者から、毎月 1 回以上、所定の情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、産業医の作業場等の巡視の頻度を、毎月 1 回以上から 2 か月に 1 回以上にすることができる。
- (5) 産業医は、労働者に対する衛生教育に関することであって、医学に関する専門的知識を必要とする事項について、総括安全衛生管理者に対して勧告することができる。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛令第 5 条（産業医を選任すべき事業場）。
- (2) **誤り**：「2,000 人を超える」⇒「3,000 人を超える」。安衛則第 13 条（産業医の選任等）第 1 項④。
- (3) 正しい：安衛則第 13 条（産業医の選任等）第 1 項③。
- (4) 正しい：安衛則第 15 条（産業医の定期巡視）。
- (5) 正しい：安衛則第 14 条（産業医及び産業歯科医の職務等）第 1 項、第 3 項。

\*解答\* (2)

【令和4年10月】

【問23】 産業医に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。ただし、産業医の選任の特例はないものとする。

- (1) 常時使用する労働者数が50人以上の事業場において、厚生労働大臣の指定する者が行う産業医研修の修了者等の所定の要件を備えた医師であっても、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者は、産業医として選任することはできない。
- (2) 産業医が、事業者から、毎月1回以上、所定の情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、産業医の作業場等の巡視の頻度を、毎月1回以上から2か月に1回以上にすることができる。
- (3) 事業者は、産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければならない。
- (4) 事業者は、専属の産業医が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。
- (5) 事業者が産業医に付与すべき権限には、労働者の健康管理等を実施するために必要な情報を労働者から収集することが含まれる。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛則第13条（産業医の選任等）第1項②ハ。
- (2) 正しい：安衛則第15条（産業医の定期巡視）。
- (3) 正しい：安衛則第13条（産業医の選任等）第4項。
- (4) **誤り**：産業医の代理者の定めはない。安衛則第3条（総括安全衛生管理者の代理者）第1項。
- (5) 正しい：安衛則第14条の4（産業医に対する権限の付与等）第2項②。

\*解答\* (4)

【令和 4 年 4 月】

- 【問 2 3】 総括安全衛生管理者又は産業医に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。  
ただし、産業医の選任の特例はないものとする。
- (1) 総括安全衛生管理者は、事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。
  - (2) 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができる。
  - (3) 総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。
  - (4) 産業医は、衛生委員会を開催した都度作成する議事概要を、毎月 1 回以上、事業者から提供されている場合には、作業場等の巡視の頻度を、毎月 1 回以上から 2 か月に 1 回以上にすることができる。
  - (5) 事業者は、産業医から労働者の健康管理等について勧告を受けたときは、当該勧告の内容及び当該勧告を踏まえて講じた措置の内容（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）を記録し、これを 3 年間保存しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛法第 10 条（総括安全衛生管理者）第 2 項。
- (2) 正しい：安衛法第 10 条（総括安全衛生管理者）第 3 項。
- (3) 正しい：安衛則第 3 条（総括安全衛生管理者の代理者）。
- (4) **誤り**：衛生委員会の議事概要を毎月 1 回以上事業者から提供されている場合であつて、「事業者の同意を得ているときに」、作業場等の巡視の頻度を少なくとも 2 か月に 1 回にすることができる。安衛則第 15 条（産業医の定期巡視）。
- (5) 正しい：安衛則第 14 条の 3（産業医による勧告等）第 2 項①・②。

\* 解答 \* (4)

【令和3年10月】

【問23】 産業医に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 産業医を選任した事業者は、産業医に対し、労働者の業務に関する情報であって産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるものを提供しなければならない。
- (2) 産業医を選任した事業者は、その事業場における産業医の業務の具体的な内容、産業医に対する健康相談の申出の方法、産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法を、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により、労働者に周知させなければならない。
- (3) 産業医は、衛生委員会に対して労働者の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることができる。
- (4) 産業医は、衛生委員会を開催した都度作成する議事概要を、毎月1回以上、事業者から提供されている場合には、作業場等の巡視の頻度を、毎月1回以上から2か月に1回以上にすることができる。
- (5) 事業者は、産業医から労働者の健康管理等について勧告を受けたときは、当該勧告の内容及び当該勧告を踏まえて講じた措置の内容(措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由)を記録し、これを3年間保存しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛法第13条（産業医等）第4項。
- (2) 正しい：安衛法第13条の3第1項。
- (3) 正しい：安衛則第23条（委員会の会議）第5項。
- (4) **誤り**：「衛生委員会を開催した都度作成する議事概要」⇒「衛生管理者が行う巡視の結果および衛生委員会および安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」。安衛則第15条（産業医の定期巡視）第1項。
- (5) 正しい：安衛則第14条の3（産業医による勧告等）第2項。

\*解答\* (4)

## 【令和3年4月】

【問23】 産業医に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 常時使用する労働者数が50人以上の事業場において、厚生労働大臣の指定する者が行う産業医研修の修了者等の所定の要件を備えた医師であっても、当該事業場においてその事業を統括管理する者は、産業医として選任することはできない。
- (2) 産業医が、事業者から、毎月1回以上、所定の情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、産業医の作業場等の巡視の頻度を、毎月1回以上から2か月に1回以上にすることができる。
- (3) 事業者は、産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければならない。
- (4) 事業者は、産業医が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。
- (5) 事業者が産業医に付与すべき権限には、労働者の健康管理等を実施するために必要な情報を労働者から収集することが含まれる。

### ▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：産業医は、法人の代表者や事業を営む個人、事業の実施を統括管理する者以外の者のうちから選任しなければならない。安衛則第13条（産業医の選任等）第1項②ハ。
- (2) 正しい：安衛則第15条（産業医の定期巡視）第1項。
- (3) 正しい：安衛則第13条（産業医の選任等）第4項。
- (4) **誤り**：産業医の代理者の定めはない。代理者の選任規定は、総括安全衛生管理者にある。安衛則第3条（総括安全衛生管理者の代理者）第1項。
- (5) 正しい：安衛則第14条の4（産業医に対する権限の付与等）第2項②。

\*解答\* (4)

## 【平成 30 年 10 月】

【問 2 3】 産業医に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

ただし、産業医の選任の特例はないものとする。

- (1) 産業医を選任しなければならない事業場は、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場である。
- (2) 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について一定の要件を備えた医師のうちから選任しなければならない。
- (3) 事業者は、選任した産業医に、労働者の健康管理等を行わせなければならない。
- (4) 常時 3,000 人を超える労働者を使用する事業場では、2 人以上の産業医を選任しなければならない。
- (5) 産業医は、選任すべき事由が発生した日から 30 日以内に選任しなければならない。

### ▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛令第 5 条（産業医を選任すべき事業場）。
- (2) 正しい：安衛法第 13 条（産業医等）第 2 項。
- (3) 正しい：安衛法第 13 条の 2 第 1 項。
- (4) 正しい：安衛則第 13 条（産業医の選任）第 1 項④。
- (5) **誤り**：「30 日以内」⇒「14 日以内」。安衛則第 13 条（産業医の選任）第 1 項①。

\*解答\* (5)